

奈良県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北倭土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

監事 浦嶋 眞男 生駒市上町一一六三

〃 尾山 一郎 〃 高山町四一二三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 尾山 一郎 生駒市高山町四一二三

〃 浦嶋 眞男 〃 上町一一六三

監事 山澤 利嗣 〃 〃 二四七七

〃 影林 則昭 〃 高山町六三二六